

## 鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	消防団の取扱い	関係項目	消防団の組織
調 整 の 内 容	1. 消防団については、合併時に統合する。 2. 組織については、団長、副団長、支団長、分団長、副分団長、部長、班長、団員とする。		

説 明 資 料					
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容	
	鷹巣町	合川町	森吉町		阿仁町
1. 消防団の組織	名称 鷹巣町消防団  組織 分団数 10分団 定員 310人 現員 292人  階級別団員定数 ( )内は現員数 団長 1 (1)人 副団長 2 (2)人 分団長 10 (10)人 副分団長 10 (10)人 部長 0 人 班長 61 (61)人 団員 226 (208)人	名称 合川町消防団  組織 分団数 5分団 定員 200人 現員 196人  階級別団員定数 ( )内は現員数 団長 1 (1)人 副団長 1 (1)人 分団長 5 (5)人 副分団長 5 (5)人 部長 15 (15)人 班長 29 (29)人 団員 144 (140)人	名称 森吉町消防団  組織 分団数 7分団 定員 230人 現員 185人  階級別団員定数 ( )内は現員数 団長 1 (1)人 副団長 1 (1)人 分団長 7 (7)人 副分団長 7 (7)人 部長 11 (11)人 班長 20 (20)人 団員 183 (138)人	名称 阿仁町消防団  組織 分団数 13分団 定員 210人 現員 186人  階級別団員定数 ( )内は現員数 団長 1 (1)人 副団長 1 (1)人 分団長 13 (13)人 副分団長 13 (13)人 部長 36 (34)人 班長 36 (33)人 団員 110 (91)人	消防団については合併時に統合する。 組織については、団長、副団長、支団長、分団長、副分団長、部長、班長、団員とする。

## 鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	消防団の取扱い	関係項目	報酬等
調 整 の 内 容	1. 報酬については、鷹巣町の例による。部長については30,000円とする。 2. 水火災、訓練、警戒の出動手当については一律1回2,000円とする。 3. 山岳搜索については、山岳救助隊で対応する。 4. その他の手当については、合併時までに調整する。		

説 明 資 料						
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況					調整方針の 具体的内容	
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町		
2. 報酬等	報酬(年額) 団 長 80,000円 副団長 60,000円 分団長 50,000円 副分団長 40,000円 部 長 25,000円 班 長 22,000円 団 員  出動手当等 水火災 1,500円/回 訓 練 4,000円/回 警 戒 1,500円/回  山岳搜索 5,000円/回  機関員手当 5,000円/月 被服手当 300円/年・人	報酬(年額) 団 長 70,000円 副団長 55,000円 分団長 30,000円 副分団長 25,000円 部 長 20,000円 班 長 18,000円 団 員 16,000円  出動手当等 水火災 2,000円/回 訓 練 2,000円/回 警 戒 2,000円/回  山岳搜索 規定なし  機関員手当 規定なし 被服手当 規定なし	報酬(年額) 団 長 70,000円 副団長 55,000円 分団長 30,000円 副分団長 25,000円 部 長 20,000円 班 長 17,000円 団 員 15,000円  出動手当等 水火災 2,000円/回 訓 練 2,000円/回 警 戒 2,000円/回  山岳搜索 規定なし  機関員手当 規定なし 被服手当 規定なし	報酬(年額) 団 長 72,000円 副団長 52,500円 分団長 32,200円 副分団長 27,200円 部 長 19,000円 班 長 18,000円 団 員 17,000円  出動手当等 水火災 1,500円/回 訓 練 3,000円/回 警 戒 1,500円/回  山岳搜索 規定なし  機関員手当 5,000円/年 被服手当 規定なし	報酬については鷹巣町の例による。部長については30,000円とする。  水火災、訓練、警戒の出動手当については一律1回2,000円とする。  山岳搜索については、山岳救助隊で対応する。  その他の手当については、合併時までに調整する。	【新市消防団の 報酬(案)】 団 長 80,000円 副団長 70,000円 支団長 60,000円 分団長 50,000円 副分団長 40,000円 部 長 30,000円 班 長 25,000円 団 員 22,000円

## 鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	消防団の取扱い	関係項目	消防団の施設・設備
調 整 の 内 容	消防団の施設・設備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

説 明 資 料					調整方針の 具体的内容
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況					
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
3. 消防団の施設・設備	<b>機械</b> 消防ポンプ車 3台 小型ポンプ付積載車 7台 小型ポンプ 34台 広報車両 なし  消防水利 防火水槽 98箇所 (40 m <sup>3</sup> 以上) 防火水槽 7箇所 (40 m <sup>3</sup> 未満) 自然水利 1箇所 水道消火栓 233箇所 打込消火栓 46箇所  消防無線受令機 ポンプ車・積載車 10台	<b>機械</b> 消防ポンプ車 1台 小型ポンプ付積載車 4台 小型ポンプ 26台 広報車両 なし  消防水利 防火水槽 101箇所 (40 m <sup>3</sup> 以上) 防火水槽 10箇所 (40 m <sup>3</sup> 未満) 自然水利 0箇所 水道消火栓 353箇所 打込消火栓 0箇所  消防無線受令機 ポンプ車・積載車 0台	<b>機械</b> 消防ポンプ車 6台 小型ポンプ付積載車 4台 小型ポンプ 12台 広報車両 なし  消防水利 防火水槽 65箇所 (40 m <sup>3</sup> 以上) 防火水槽 14箇所 (40 m <sup>3</sup> 未満) 自然水利 3箇所 水道消火栓 285箇所 打込消火栓 4箇所  消防無線受令機 ポンプ車・積載車 10台	<b>機械</b> 消防ポンプ車 2台 小型ポンプ付積載車 0台 小型ポンプ 23台 広報車両 1台  消防水利 防火水槽 0箇所 (40 m <sup>3</sup> 以上) 防火水槽 38箇所 (40 m <sup>3</sup> 未満) 自然水利 0箇所 水道消火栓 167箇所 打込消火栓 0箇所  消防無線受令機 ポンプ車・積載車 3台	消防団の施設・設備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

## 鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	消防団の取扱い	関係項目	消防団の諸行事
調 整 の 内 容	消防団の諸行事については、新市において調整を図る。		

説 明 資 料					
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容	
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
4. 消防団の諸行事	消防出初式 1月4日  春の火災予防運動 ・初日 一斉放水訓練 巡回広報  ・期間中 分団毎巡回広報 サイレン  防災訓練 5月26日  町消防訓練大会 7月第1日曜日 ・ポンプ車操法 3分団 ・小型ポンプ操法 10分団 ・規律訓練 10分団  ・婦人消防 ・炊出し訓練	消防出初式 1月4日  春の火災予防運動 ・初日 ポンプ操法訓練 巡回広報  ・期間中 分団毎巡回広報 サイレン  防災訓練  町消防訓練大会 7月 ・ポンプ車操法 機動分団 ・小型ポンプ操法 4分団 ・規律訓練 4分団  ・婦人消防	消防出初式 1月4日  春の火災予防運動 ・初日 一斉放水訓練 巡回広報  ・期間中 分団毎巡回広報 サイレン  防災訓練  町消防訓練大会 7月第2日曜日 ・ポンプ車操法 1分団 ・小型ポンプ操法 1分団 ・規律訓練 1分団 (2分団合同)  ・婦人消防	消防出初式 1月4日  春の火災予防運動 ・初日 一斉放水訓練 巡回広報  ・期間中 防災無線広報 サイレン  防災訓練 5月26日  町消防訓練大会 6月下旬から7月上旬の日曜日 ・ポンプ車操法 0分団 ・小型ポンプ操法 11分団 ・規律訓練 0分団  ・婦人消防	消防団の諸行事については、新市において調整を図る。

## 鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	消防団の取扱い	関係項目	消防団の諸行事
調 整 の 内 容			

説 明 資 料				
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町
4. 消防団の諸行事	大館北秋田支部階級訓練大会 7月下旬  大館北秋田支部防災訓練 9月上旬  秋の火災予防運動 ・初日 巡回広報  ・期間中 分団毎巡回広報 サイレン	大館北秋田支部階級訓練大会 7月下旬  大館北秋田支部防災訓練 9月上旬  秋の火災予防運動 ・初日 巡回広報  ・期間中 分団毎巡回広報 サイレン	大館北秋田支部階級訓練大会 7月下旬  大館北秋田支部防災訓練 9月上旬  秋の火災予防運動 ・初日 巡回広報  ・期間中 分団毎巡回広報 サイレン	大館北秋田支部階級訓練大会 7月下旬  大館北秋田支部防災訓練 9月上旬  秋の火災予防運動 ・初日 巡回広報  ・期間中 防災無線広報 サイレン

**消防団の取扱いに関する法令**

**○消防組織法（昭和22年法律第226号）**

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 一 消防本部
- 二 消防署
- 三 消防団

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

第15条の2 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

説明資料

内 容		
協 議 会 名 ( )内は新市名称	調 整 内 容	
仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会 (にかほ市)	消防防災関係の取扱い (1) 防災行政無線は、新市において調整する。 (2) 防災会議は合併時に新たに設置し、地域防災計画は新市において策定する。 (3) 災害対策本部は、合併時に新たに設置する。 (4) 水防協議会は合併時に調整し、水防計画は新市において策定する。 (5) 遭難救助隊は、新市において調整する。 (6) 災害弔慰金及び見舞金は、合併時まで調整する。	確認
本荘由利一市七町合併協議会 (由利本荘市)	(1) 消防団は、合併時に統合する。 なお、分団等の組織は当面現行のとおりとするが、新市において適正な組織体制について検討するものとする。 (2) 報酬等については、合併時まで調整を図り統合する。 (3) 消防団の施設・設備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (4) 出初式については、新市において同一会場で実施できるよう調整する。その他の諸行事については、現市町ごとと現行のとおり実施するよう新市において調整を図る。	確認
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会 (美郷町)	消防団の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 消防団組織は合併時に統合再編する。 2. 消防団員の定数については、3町村の定数の合計数とする。 3. 消防団員の定年については合併時まで調整する。	確認
大曲仙北合併協議会 (大仙市)	消防団は、合併時に統合する。 なお、当面現市町村消防団を支団とするが、新市において消防行政に関する審議を行う組織を設置し、消防団の組織体制について検討するものとする。 報酬、費用弁償等については「特別職の身分の取扱い」において調整する。	確認

秋田県内の合併協議会の事例

説明資料

内 容

協議会名 ( )内は新市名称	調整内容	
田沢湖・角館・西木合併協議会	消防防災関係の取扱い 1 消防団については、各町村の分団等の組織は現行のとおりとするが、全体の組織編成等については、合併時まで に検討するものとする。 2 防災関係事業については、新市において新計画を策定する。 3 地域防災計画及び消防計画は、新市において新計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。 4 その他の消防防災関係事務及び事業については合併時まで再編する。	確認
湯沢雄勝合併協議会 (湯沢市)	1. 消防団は、合併時に統合する。 2. 組織については、当面、現市町村消防団を支団とし、支団の下に分団を置く。 3. 各種手当、諸行事については、合併時まで統一に向け調整を図る。	確認
天王町・昭和町・飯田川町合併協議会 (湯上市)	消防団は、合併時に統合する。 なお、当面現町消防団を支団とするが、新市において消防行政に関する審議を行う組織を設置し、消防団の組織体制 について検討するものとする。	確認
秋田市・河辺町・雄和町合併協議会 (秋田市)	消防事業の取扱い 消防事業の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。なお、河辺町および雄和町の消防団は合併時に秋 田市消防団に統合するものとする。	確認
横手平鹿合併協議会	1. 新市に、横手消防団、平鹿消防団、雄物川消防団、大森消防団、大雄消防団、山内消防団及び十文字消防団の7 つの消防団を置き、現行の体制を維持したまま消防団連絡協議会を新たに設けるものとする。 2. 消防団員の定数は、7市町村の定数の合計数とする。 3. 消防団員の定年は、団長及び副団長を70歳、それ以外の団員を65歳とする。 4. 消防団の施設・設備については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。	提案
五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会		
大館市・田代町合併協議会		

秋田県内の合併協議会の事例

# 新市消防団構成図（案）

